**JISA「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る**

**自主行動計画のフォローアップ調査**

回答送付先：[E-mail:](mailto:research@jisa.or.jp)research@jisa.or.jp

回答締切：**令和元年11月28日(木)**

調査目的：本調査は、会員各社の取引適正化に係る取組状況や課題を定量的に把握することを目的として実施します。

対象取引：下請法対象取引(狭義の下請取引)に限定するものではなく、下請ガイドラインの対象となる取引(広義の下請取引)とします。

調査事項ごとに対象とする取引の範囲を一部指定しておりますので<狭義>としているものは下請法対象取引に限定してご回答ください。

取扱い：　ご回答については、JISAにて個社が特定される情報を伏せた形で集計結果を取りまとめ、経済産業省商務情報政策局情報産業課を通じて中小企業庁に提出します。JISAを含め各自主行動計画策定団体が実施したフォローアップ調査の結果については、中小企業庁より令和元年12月中を目途に公表される予定です。

またJISAでは、会員向けに本調査結果の概要を公開し、必要に応じて各社の取組の改善を促すとともに、自主行動計画の見直しを行う予定です。

**Ⅰ．基礎情報**

設問1．貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。

|  |
| --- |
| 完成品メーカー　元請　２次請　３次請　４次請またはそれ以降 |

設問2．貴社の資本金をお答えください。(単独決算)

|  |
| --- |
| 1,000万円以下　1,000万円超5,000万円以下  5,000万円超1億円以下　1億円超3億円以下　3億円超10億円以下  10億円超100億円以下　100億円超 |

設問3．貴社の従業員数をお答えください。(単独決算)

|  |
| --- |
| 5人以下　5人超20人以下　20人超50人以下　50人超100人以下  100人超300人以下　300人超1,000人以下　1,000人超1万人以下  1万人超 |

設問4．貴社の昨年度の売上高をお答えください。(単独決算)

|  |
| --- |
| 1億円以下　1億円超10億円以下　10億円超100億円以下  100億円超1,000億円以下　1,000億円超 |

設問5．貴社への主な発注元について選択してください。【複数回答可】

|  |
| --- |
| ユーザー直接　メーカー　ユーザー系情報サービス会社  メーカー系情報サービス会社　独立系情報サービス会社  その他(      ) |

**Ⅱ．フォローアップにおける重要改善指標(プロセス)**

設問6．下請法や下請ガイドライン、自主行動計画の内容について、各部門の役職員に対して、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を周知し、教育等を通じて浸透・徹底されていますか。該当部門がない場合には「該当部門なし」を選択してください。  
＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 役員・経営責任者 | 実施済　　実施中　　未実施 |
| 総務・法務部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |
| 調達部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |
| 経理部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |
| 営業部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |
| 設計・開発部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |
| 納品・検収部門 | 実施済　　実施中　　未実施　　該当部門なし |

設問7．貴社が「発注側の立場」となる場合、下請代金の低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準(自主行動計画)に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　実施中　未実施　発注側の立場にない |
| 受注側の立場 | 実施済　実施中　未実施　受注側の立場にない |

※設問7．【発注側の立場】において 「実施中」「未実施」を選択した場合のみ、設問8を  
お答えください。該当しない場合は、設問9へ。

設問8．設問7の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。  
【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 社内の合意が難しいため  実施・徹底のための具体的な手法が分からないため  貴社が受注側となる取引先の協議方法の改善が進んでいないため  その他(      ) |

設問9．貴社が「発注側の立場」となる場合、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　実施中　未実施　発注側の立場にない |
| 受注側の立場 | 実施済　実施中　未実施　受注側の立場にない |

※設問9．【発注側の立場】において「実施中」「未実施」を選択した場合のみ、設問10を  
お答えください。該当しない場合は、設問11へ。

設問10．設問9の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。  
【複数回答可】＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 社内の合意が難しいため  実施・徹底のための具体的な手法が分からないため  貴社が受注側となる取引先の協議方法の改善が進んでいないため  その他(      ) |

設問11．貴社が「発注側の立場」となる場合、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において策定されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　　　実施中　　　　未実施  全て現金払いのため該当しない　 発注側の立場にない |
| 受注側の立場 | 実施済　　　　実施中　　　　未実施  全て現金払いのため該当しない　 受注側の立場にない |

※設問11.【発注側の立場】において、「実施中」「未実施」を選択した場合のみ、設問12を  
お答えください。該当しない場合は、設問13へ。

設問12．設問11の「発注側の立場」で「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。  
【複数回答可】　＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 社内の合意が難しいため  取引先金融機関からの運転資金調達が難しいため  貴社が受注側となる取引先の支払方法の改善が進んでいないため  その他(      ) |

設問13．連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれていますか。／連結会社がない場合は「連結会社なし」を、「発注側の立場」に該当しない場合は「発注側の立場にない」を選択してください。　＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　実施中　未実施　連結会社なし  発注側の立場にない |

設問14．サプライチェーン全体で適正取引を進める観点から、直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。　＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　発注側の立場にない |

設問15．「発注側の立場」となる場合、委託先管理ルール(委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等)を策定し運用していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。　＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　発注側の立場にない |

設問16．「発注側の立場」となる場合、適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。　＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　発注側の立場にない |

設問17．「発注側の立場」となる場合、多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしていますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。　＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　発注側の立場にない |

**Ⅲ．フォローアップにおける重要改善指標(結果、取引条件)**

設問18．2019年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。  
 ＜広義：取引全般＞

|  |  |
| --- | --- |
| 発注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　発注側の立場にない |
| 受注側の立場 | 実施済　　実施中　　未実施　　受注側の立場にない |

※設問18．【 発注側の立場 】【 受注側の立場 】において、「実施済」「一部実施」を選択した場合のみ、設問19をお答えください。該当しない場合は、設問21へ。

設問19．2019年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目をお答えください。

＜狭義：下請法対象取引の範囲、ただし②については広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| ①取引先の寄与度等を考慮した合理的な原価低減活動の効果  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　該当なし |
| ②最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |
| ③原材料価格の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |
| ④電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| ①取引先の寄与度等を考慮した合理的な原価低減活動の効果  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　該当なし |
| ②最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |
| ③原材料価格の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |
| ④電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動  概ね反映できた　一部反映できた　あまり反映できなかった　 変動の影響を受けない |

※設問19．【発注側の立場】【受注側の立場】において、「一部反映できた」「あまり反映できなかった」を選択した場合のみ、設問20をお答えください。該当しない場合は、設問21へ。

設問20．設問19で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」と回答された主な理由をお答えください。【複数回答可】  
＜狭義：下請法対象取引の範囲、ただし①については広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| ①最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動  受注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  受注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  受注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |
| ②原材料価格の変動  受注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  受注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  受注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |
| ③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動  受注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  受注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  受注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| ①最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動  発注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  発注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  発注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |
| ②原材料価格の変動  発注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  発注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  発注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |
| ③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動  発注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった  発注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった  発注側事業者から要請されなかった  その他(      ) |

設問21．取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。  
【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 実効的なルールやマニュアルの策定、明確化  ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底  受注側企業の理解  貴社の調達担当者等の知識の向上  受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上  双方が納得できる根拠のとり方  第三者的な調整の仕組み  協議記録の保存  その他(      )  課題なし |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 実効的なルールやマニュアルの策定、明確化  ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底  発注側企業の理解  発注側企業の調達担当者等の知識の向上  受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上  双方が納得できる根拠のとり方  第三者的な調整の仕組み  協議記録の保存  その他(      )  課題なし |

設問22．下請代金を手形等で支払っている(支払われている)割合はどれくらいですか。  
＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 全て現金払い 10%未満 10～30%未満 30～50%未満 50%以上　全て手形払い |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 全て現金払い 10%未満 10～30%未満 30～50%未満 50%以上　全て手形払い |

※設問22．【 発注側の立場 】【 受注社側の立場 】両側の立場において、「全て現金払い」を選択している場合は7ページへ。該当しない場合は、設問23-24へ。

設問23．下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担とすることのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定していますか。  
＜狭義：下請法対象取引＞　※設問22で全て現金払いと回答した場合には回答不要

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 概ね勘案している(概ね発注側負担)　　 一部勘案している(一部発注側負担)  あまり勘案していない(概ね受注側負担) |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 概ね勘案している(概ね発注側負担)　　 一部勘案している(一部発注側負担)  あまり勘案していない(概ね受注側負担) |

設問24．下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。  
＜狭義：下請法対象取引＞　※設問22で全て現金払いと回答した場合には回答不要

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 30日(1ヶ月)以内　　 60日(2ヶ月)以内　　 90日(3ヶ月)以内  120日(4ヶ月)以内　　120日(4ヶ月)超 |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 30日(1ヶ月)以内　　 60日(2ヶ月)以内　　 90日(3ヶ月)以内  120日(4ヶ月)以内　　120日(4ヶ月)超 |

**※設問25～設問27は大企業の方にお聞きします。中小企業の方は、設問28へ。**

設問25．大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている(支払われている)割合はどれくらいですか。＜広義：取引全般＞　※中小企業の場合は回答不要

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 全て現金払い 10%未満 10～30%未満 30～50%未満 50%以上　全て手形払い |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 全て現金払い 10%未満 10～30%未満 30～50%未満 50%以上　全て手形払い |

※設問25．【 発注側の立場 】【 受注社側の立場 】両側の立場において、「全て現金払い」を選択している場合は設問28へ。該当しない場合は、設問26～27へ。

設問26．大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して代金の額を決定していますか。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 概ね勘案している(概ね発注側負担)　　一部勘案している(一部発注側負担)  あまり勘案していない(概ね受注側負担) |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 概ね勘案している(概ね発注側負担)　　一部勘案している(一部発注側負担)  あまり勘案していない(概ね受注側負担) |

設問27．大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 30日(1ヶ月)以内　　 60日(2ヶ月)以内　　 90日(3ヶ月)以内  120日(4ヶ月)以内　　120日(4ヶ月)超 |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 30日(1ヶ月)以内　　 60日(2ヶ月)以内　 　90日(3ヶ月)以内  120日(4ヶ月)以内　　120日(4ヶ月)超 |

設問28．取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。なお大企業間の取引に限らずご回答ください。【複数回答可】＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 定期的な取引先との面談機会の確保  定期的な取引先の事業所・工場への訪問  生産性向上に関する社内研究会の開催  取引先の事業承継支援  その他(      )  取組みなし |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 定期的な取引先との面談機会の確保  定期的な取引先の事業所・工場への訪問  生産性向上に関する社内研究会の開催  取引先の事業承継支援  その他(      )  取組みなし |

**Ⅳ．働き方改革・天災等への対応**

【働き方改革への対応】

設問29．貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか。／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。  
【複数回答可】 ＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として　　　　　　　発注側の立場にある　発注側の立場にない |
| 特に影響はない  急な対応の依頼が増加  短納期での発注の増加  検収の遅れ  支払決済処理のズレによる入金の遅れ  従業員派遣を要請  発注業務の拡大・営業時間の延長  その他(      ) |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として　　　　　　　受注側の立場にある　受注側の立場にない |
| 特に影響はない  急な対応の依頼が増加  短納期での発注の増加  検収の遅れ  支払決済処理のズレによる入金の遅れ  従業員派遣を要請  発注業務の拡大・営業時間の延長  その他(      ) |

設問30．発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。＜狭義：下請法対象取引＞

|  |
| --- |
| 発注側の立場として |
| 概ねできた　一部できた　あまりできなかった　該当なし　発注側の立場にない |

|  |
| --- |
| 受注側の立場として |
| 概ねできた　一部できた　あまりできなかった　該当なし　受注側の立場にない |

【ＢＣＰ対策等】

設問31．自身の企業において、天災等への事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めていますか。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 実施済　　　　　実施中　　　　　未実施 |

※設問31において、「未実施」を選択した場合のみ、設問3．をお答えください。  
該当しない場合は、設問33へ。

設問32． 設問31．で、「未実施」の理由をお答えください。【複数回答可】＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
| 必要性を感じないから  BCPの策定・BCMの実施のための具体的な手法が分からないため  その他(自由記載)  (      ) |

**Ⅴ．その他**

設問33．他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での取引適正化に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
|  |

設問34．他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での付加価値向上に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
|  |

設問35．取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

|  |
| --- |
|  |

ご回答ありがとうございました。